

翻訳：英國教育水準局（Ofsted） 「各種保育施設に対する査察の手引」

訳：吉田直哉¹⁾ 豊田真知²⁾

¹⁾ 大阪公立大学

²⁾ 関西学院大学

Translation: How Ofsted inspects nurseries and other types of daycare

Yoshida Naoya¹⁾ Toyota Machi²⁾

¹⁾ Osaka Metropolitan University

²⁾ Kwansei Gakuin University

抄録：本稿は、英國教育水準局（Ofsted：オフステッド）が編集・刊行した、保育施設に対する査察の手引きの全訳である。本手引は、保育施設事業者に対するのみならず、施設に子どもを通園させている保護者に対して、オフステッドによる査察の概要を、簡明に解説している。オフステッドは、英國において1992年に成立した学校監査法に基づいて設置された学校に対する第三者評価機関である。英國においては、統一的な基準と方法による査察を、教育関連の政府機関が実施することによって、保育サービスの提供が、就学前教育の一環として位置づけられたことが明確となっている。査察報告がインターネット上で公開されることによって、親を初めとする国民への説明責任（アカウンタビリティ）が保障されている。

キーワード：英國（イングランド）の保育、教育水準局（オフステッド）、保育の質保障、保育評価、説明責任（アカウンタビリティ）

内容

はじめに

査察の理由

査察の頻度

査察の期間

査察の通知

査察の概要

新型コロナウィルス感染症(COVID-19)のパンデミック

査察者への声かけ

オフステッドの評定に関する情報

セーフガーディング(子ども保護)に関する査察と報告

査察に際しての個人情報の収集

はじめに

この手引は、早期教育を受ける子どもの親、オフステッドに登録された施設（デイナーサリー、会期制のプレスクールなど）で保育に従事している保育者のためのものです。

査察の理由

私たちオフステッドは、法に基づいてディケア施設を査察しなければなりません。

オフステッドは、ディケア施設を、「教育査察フレームワーク」(EIF) (<https://www.gov.uk/government/>)

publications/education-inspection-framework) に則って査察します。査察によって、親は、子どもが受けている教育とケア（養護）の質についての情報を得ることができます。査察によって、保育者が、子どもを保育するに適切であるかどうか、および保育者が「乳幼児期基礎段階」における法定の条件 (<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage-framework--2>) を満たしているかどうかがチェックされます。

査察の頻度

私たちオフステッドは、通常、新規開設された施設を、登録後30ヶ月以内に査察し、その後、少なくとも6年ごとに査察を繰り返します。

オフステッドは、施設に懸念がある報告を受けた場合、そして私たちが事業者にリスクがあると評価した場合、上記より頻回に査察を実施します。オフステッドが、査察や訪問をどれほど迅速に行うかは、懸念事項の深刻さによって異なります。

もしオフステッドが、施設における子どもへの保育提供が不十分なものであると判断した場合、私たちは通常、6ヶ月以内に再査察を実施します。改善が必要だと判断された施設については、可能な限り12ヶ月以内に再査察を行います。これらの点については、私たちの判断に関する情報を参照してください。

査察の期間

通常、1回の査察には6時間以上はかかりません。

もし施設が、より短い査察時間を求めた場合、査察は通常4時間で行われます。大規模な施設などの場合、査察時間は上記よりも延長されることがあります。査察者は、査察が実施されることになった場合には、速やかに施設に対してその旨を通知します。査察者は、査察中にも、施設は子どもたちを見守り、子どもたちのニーズに常時応じ続けなければならないということに配慮します。

査察の通知

私たちオフステッドは、査察に先立って、通常営業日の正午頃に、施設に電話をかけます。

事前通知なしに査察するケースもあります。これは、施設が直近の査察で不十分だと評価された場合、または施設が「乳幼児期基礎段階」(EYFS) の条件を満たしていないと思われる懸念が生じた場合に実施されます。

施設は、親に対して、子どもたちの施設が査察を受けることを知らせなければなりません。オフステッドは、査察が実施されている最中に、その旨を知らせるために扉に掲示するポスターを施設に渡します。

査察の概要

査察者は、子どもたちが施設でどのように過ごしているかを知りたいと思っています。査察者は、査察時間の大半を、日常のルーティンと、職員が提供する活動を観察することに当てます。これによって、査察者は、その施設が、どれほど子どもたちの学び、育ち、安全とウェルビーイングに寄与しているかを判断しやすくなります。それによって、査察者は、施設に対して、自分たちが行っている保育のどこがよいか、そして改善すべきところはどこかを伝えることができるようになります。

査察者は、子どもたちの日常のルーティンを妨げるようなことは決しません。査察者は、職員に対して、子どもたちに対するケアこそが査察中も優先されるべきだということを伝えます。査察者は、保育者と子どもたちの邪魔をしないよう、彼らを注意深く避けて査察を行います。

査察に当たって査察者が行うことは、次の通りです。

- 職員が、子どもの安全をどのように確保しているかを観察する
- 子どもたちの遊びを観察する
- 職員が提供する活動や経験から、子どもたちが

何を学んでいるかを子どもたちに質問する

- 子どもたちにどのように関わっているか、子どもたちをどれほど理解しているかを職員に質問する
- 提供されているケアと教育について、どのように考えているかについて親と話す
- 保育者と子どもとのやり取り、保育者がどの程度子どもたちのコミュニケーションと言葉の育ちを援助しているかを観察する
- 子どもたちが何を知り、できるのか、および子どもたちのさらなる育ちをどのように援助しているかについての職員自身による評価について、職員と話す
- 職員が、脆弱な子どもたちに対する責任を含む、全ての法的な責任を満たしていることを確認する

査察の最後に、査察者は、施設に対して、自分たちの評価がどのようなものであったかを伝えます。査察者は指摘事項を通覧して、施設に、彼らの強みと弱点が何かを伝えます。

査察報告書は、数週間後にはオフステッドのウェブサイトに公開されます。施設は、親にも査察報告書のコピーを渡さなければなりません。

新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) のパンデミック

私たちオフステッドは、新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) パンデミック、およびそれに起因する混乱を考慮に入れてています。査察者は職員に、パンデミックによる目下の影響、およびその状況にどのように対処しているのかを尋ねます。それらの事項は、査察の審査に含まれます。

査察者への声かけ

[親は] 子どもの送り迎えの際など、査察者に話しかける機会があるかもしれません。親の意見は、子どもたちの学びとウェルビーイングを支えるために、施設が親とどの程度うまく連携しているかを査察者が判断する上で役立ちます。査察者は、親が気兼ねなく率直に意見を共有できるよう、保育者の同

席なしに親に話すよう努めます。

施設は、親が直接査察者と話すことができないものの、面談を希望する場合、電話で話せるようにすることがあります。査察者が親から聞きたいことは、次の通りです。

- 子どもの学びについて保育者が親に何を伝えているか、および家庭でどのように子どもの学びの援助をしているか
- 子どもの育ちを援助するために保育者が取り組んでいることについて親が何を知っているか（いわゆる「ネクスト・ステップ」と呼ばれるものについて）
- 子どもの育ちについて保育者が親に何を伝えているか
- 個々の子どものニーズを満たすために、どのように資金が使われているか

査察者は、個々の子どもに関する不満には対応できません。また、親と施設の間のトラブルを解決することもできません。子どもが受けている保育について懸念がある場合は、親は、まず施設に直接相談することから始めるべきです。親が、その施設の対応に満足できない場合は、オフステッドの苦情処理手続き (<https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted/about/complaints-procedure>) に従うことができます。

オフステッドの評価に関する情報

査察者が施設について評価する点は、次の通りです。

- 総合的な有効性
- 教育の質
- 振る舞いと態度
- 個々の育ち
- リーダーシップとマネジメント

評価段階は次の通りです。

- 優れている

- 良い
- 改善の余地あり
- 不十分

子どもたちがいない場合は、完全な査察とはなりません。査察者は、施設が登録に適しているかどうかを確認します。上記の評価の段階を用いない場合、「保育の総合的な質と基準」が満たされているか否かを査察者が評価します。

施設が「乳幼児期基礎段階」（EYFS）の要求事項を満たしていないもののすぐに改善できる場合は、査察者は施設に改善すべき点を伝達します。

施設が要件を満たしておらず、子どもたちの健康、安全、ウェルビーイングを脅かしている場合、当該施設は「福祉要件通告」を受けます。オフステッドは、次回の査察の前に、施設が必要な措置を講じているかを確認します。

セーフガーディング（子ども保護）に関する査察と報告

どの施設も、子どもの利益を最優先とする、開かれた積極的なセーフガーディング（子ども保護）の習慣を確立しなければなりません。この意味についての詳しい情報は、オフステッドのハンドブックを参照してください。

（<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-inspection-handbook-eif/early-years-inspection-handbook-for-ofsted-registered-provision-for-september-2023#safeguarding>）

査察者は常に、子どもたちの安全が保たれるよう、施設がいかに子どもたちを援助し保護しているかを監視しています。査察者は評価する際に、施設が作り上げているセーフガーディングの習慣を考慮します。査察者は、セーフガーディング体制の有効性を評価するために、さまざまなエビデンスを検討します。

「乳幼児期基礎段階」（<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage>）

framework--2) (EYFS) の法定枠組は、施設が満たすべき要件を定めています。施設がこれらのうち1つ以上を満たしていない場合、査察者は、セーフガーディングに関する評価をする際、それが子どもたちの安全とウェルビーイングに与えている影響を考慮します。

査察報告書のセーフガーディングに関する節では、施設におけるセーフガーディングの取り組みが有効か否かが、親に伝えられます。セーフガーディングが不十分であるとオフステッドが判断した場合、報告書本文にて発見された弱点が説明されます。報告書には、セーフガーディングおよび福祉の要件を満たすために施設が講じる必要のある措置について記載されます。セーフガーディングが不十分であるとオフステッドが判断した場合、施設の評価は「不十分」となります。これは通常、査察者が6ヶ月以内に当該施設の再査察を実施することを意味します。

査察に際しての個人情報の収集

査察者は、査察中に個人情報を収集する必要があります。法律により、査察者は施設に立ち入り、情報を収集または複写する権限が与えられます。査察者は収集した情報をオフステッドのシステムに記録しますが、すべての記録物や複写物は一元管理され、厳重に保管されます。

より詳しい情報を知りたい場合は、以下のオフステッドのプライバシーに関する通知をお読みください。

（<https://www.gov.uk/government/publications/ofsted-privacy-notices/childcare-ofsted-privacy-notice>）

オフステッドによる、親のためのその他のガイドは、以下を参照してください。

（<https://www.gov.uk/government/publications/guides-for-parents-how-early-years-settings-are-inspected>）

訳者解題

ここに訳出したのは、英国教育水準局（Ofsted：

オフステッド)が編集・刊行した、保育施設に対する査察の手引(2024年3月20日改訂)の全訳である。オフステッドというのは、Office For Standards in Educationの頭文字をとった略称である。なお、ここでの英国とはイングランドに限定されている。前半は吉田、後半は豊田が下訳を作成し、共同討議を経て訳文を確定した。訳文全体にわたっての最終的な責任は吉田にある。当該文書の全文は、英国政府の公式サイトにおいて無料で公開されているため、必要に応じて原文の参考を請うものである(<https://www.gov.uk/government/publications/guides-for-parents-how-early-years-settings-are-inspected/how-ofsted-inspects-nurseries-and-other-types-of-daycare> 2025年9月25日最終閲覧)。

本手引は、保育施設事業者に対するのみならず、施設に子どもを通園させている保護者に対して、オフステッドによる査察の概要を、簡明に解説するものである。オフステッドとは、英国において1992年に成立した学校監査法に基づいて設置された学校に対する第三者評価機関の略称である。政府機関であるが、担当大臣は置かれていません。弁護士、会計士、教職経験者、学識経験者などで構成する視学官(Inspector)が、通常4名でチームを組んで学校を訪問、第三者の見地から学校評価を行う。第三者評価の実施の他、保護者・地域に対する学校の教育情報の提供、各学校の強み・弱みに基づいた教育改善のための助言、学校の水準を所管大臣に報告し、政策立案に寄与することなどを目的としている。

従前、地方当局が有していた保育施設への監督権は、2001年にオフステッドに移管された。2006年の育児法(Childcare Act)施行後、オフステッドによる保育施設に対する査察が実施されている。全国統一的な基準と方法による査察を、教育関連の政府機関が実施するに至ったことは、英国において、保育サービスの提供が、就学前教育の一環として位置づけられたことの反映である。本文中にあるとおり、評価段階は、「優れている」「良い」「改善の余地あり」「不十分」の4段階からなり、「改善の余地あり」「不十分」という下位2段階の評価を受けた場合は、再査察が実施される。「不十分」と評価された場合は改善計画の策定が求められ、それでも関わらず改善

が見られない場合には施設は閉鎖される。査察報告の公開は、親を初めとする国民への説明責任(アカウンタビリティ)の保障を目的とするとされている。

なお、本文中のデイナーサリーは私立の保育園(0歳以上対象)、プレスクールは幼稚園(3歳以上対象)、チャイルドマインダーは家庭的保育者(0歳以上対象)に該当する。なお、英国の就学年齢は5歳である。英国における就学前教育(保育)の提供形態は多様であるが、それらのサービスを包括的にカバーするナショナル・カリキュラムとして、2008年以降「乳幼児期基礎段階」(EYFS)が公表され、数次の改訂を経ている。本手引が解説する査察も、「乳幼児期基礎段階」(EYFS)に基づいて実施されている。

日本にはオフステッドに相当する公的な第三者評価機関が存在していない。保育施設の評価は自己評価に多くを負う現状があり、第三者機関による質評価は普及していない。統一的な基準と手続による評価が、保育の画一性を生み、施設、保育者の創意工夫、士気を阻害するという見解が提起されうるが、そのような見解の妥当性を検討する際、英国は重要な比較対象となろう。

(文責：吉田直哉)

参考文献

- 埋橋玲子(2008)「イギリス：人的資源のクオリティ・コントロール：実用主義と思考の最先端」泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編『世界の児童教育・保育改革と学力』(未来への学力と日本の教育⑨)、明石書店
- 沖清豪(2003)「OFSTEDによるインスペクション(監査)とそのアカウンタビリティ」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第1分冊、49
- 妹尾華子・湯澤美紀(2018)「イングランドにおける学校監査を通じた保育の質の評価：保育者が語る現状と課題」『保育学研究』56(1)
- 柄瑞希子ほか(2016)「保育の質保証制度整備：イギリスOfsted保育監査事業の経験」『児童学研究』18
- 淀川裕美(2022)「英国(イングランド)」秋田喜代美・古賀松香編著『世界の保育の質評価：制度に学び、対話をひらく』明石書店

受付日：2025年10月20日